

正会員 各位

(一社) 全国LPガス協会

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための経済産業省令の一部を改正する省令案に対する意見募集について (お知らせ)

標記につきまして、e-Govのウェブサイトに掲載されましたので、お知らせいたします。

本件については、販売事業者が掲げる標識を販売所ごとに公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の経済産業省令で定める場合を除き、販売事業者のウェブサイトに掲載することが令和5年6月16日に公布（施行日は公布日から1年以内）され、その経済産業省令案等に対する意見募集になります。

つきましては、本改正にご意見がある場合は、同ウェブサイトの意見提出フォームによりご提出（令和5年12月15日締切）をいただくとともに、当協会にもその内容をご送付くださいますようお願いいたします。

なお、詳細については下記URLよりご確認くださいませようお願いいたします。

○掲載アドレス

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595123101&Mode=0>



○主な概要

その事業の規模が著しく小さい場合その他の経済産業省令で定める場合とは「常時雇用する従業員の数が五人以下である場合」もしくは「自ら管理するウェブサイトを有していない場合」である。

以上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ：瀬谷、森、橋本